

川崎市アフターケア事業委託法人選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市アフターケア事業を委託する法人の選考について、公平かつ適正な審査を行うため川崎市アフターケア事業委託法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、次の事項について、別に定める基準に従い、審議するものとする。

- (1) 事業目的を達成するための提案内容に関すること
- (2) 法人の適格性に関すること
- (3) その他選考に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 選考委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 健康福祉局生活保護・自立支援室長
- (2) 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕
- (3) 区役所地域みまもり支援センター〔福祉事務所・保健所支所〕所長（川崎区は除く。）および川崎区役所地域みまもり支援センター〔福祉事務所・保健所支所〕担当部長〔生活保護〕 2名
- (4) 健康福祉局総務部企画課長

(委員長及び副委員長)

第4条 選考委員会の委員長は、健康福祉局生活保護・自立支援室長とし、副委員長は健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、選考委員会の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、委員長が召集する。

2 選考委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員会は、プレゼンテーションを実施した場合には、提案書等及びプレゼンテーションの内容について、出席した委員及び代理者ごとに、別に定める評価基準による評価及び審査を行い、当該評価及び審査結果を合計した上で、最も優れた事業者を委託事業者として選定する。ただし、当該評価及び審査結果を合計した結果、2以上の事業者が同点となる場合は、出席した委員及び代理者による審議等を行った上で、選定することができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 選考委員会の事務局は、健康福祉局生活保護・自立支援室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。